

国立大学法人九州大学職域限定職員給与規程

平成29年度九大就規第31号
制 定：平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学職域限定職員就業規則（平成29年度九大就規第22号。以下「職域限定職員就業規則」という。）第11条の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職域限定職員の給与に関する事項について定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職域限定職員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

2 諸手当は、通勤手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当とする。

3 職域限定職員の給与の計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	給与の計算期間	給与の支給日
基本給月額 通勤手当	一の月の初日から末日まで	その月の21日 ただし、その日が国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
時間外勤務手当 休日勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日

(給与の支払)

第3条 給与は、その全額を通貨で直接職域限定職員に支払う。ただし、法令又は事業場の職員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては職員の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）との書面による協定に定めがある場合には、給与の一部を控除して支払う。

2 前項の給与の支払は、原則として、職域限定職員の指定する職域限定職員本人の預貯金口座への振込みによる。

(給与の減額)

第4条 職域限定職員が勤務しないときは、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第5条 前条及び第11条から第13条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額を1月の所定労働時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

第6条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数処理)

第7条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(基本年俸)

第8条 基本年俸は、職域限定職員の区分に応じて、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

(1) フルタイム職員 別表の基本年俸表に掲げる額

(2) 短時間勤務職員 前号に規定する額に、職域限定職員就業規則第12条第1項第2号により定められたその者の勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額

2 職域限定職員の受ける基本年俸は、学歴、職歴、従事する職務内容等に応じて決定する。

3 基本年俸を12で除した額を基本給月額とする。

(基本給月額の支給)

第9条 新たに職域限定職員となった者には、その日から基本給月額を支給する。

2 職域限定職員が退職(死亡の場合を除く。)し、又は解雇されたときは、その日までの基本給月額を支給する。

3 職域限定職員が死亡したときは、その月まで基本給月額を支給する。

4 職域限定職員が、次の各号のいずれかに該当するときに、基本給月額を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給月額は、当該月の現日数から就業通則第31条第5項に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(1) 第1項又は第2項に該当する場合

(2) 就業通則第39条第1項の規定により育児休業を開始し、又は育児休業の終了により復職した場合

(3) 就業通則第44条第2項第3号の規定により出勤停止となり、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次の各号に掲げる職域限定職員に支給する。ただし、交通機関、有料の道路(以下「交通機関等」という。)又は自動車等の交通用具(以下「自動車等」という。)を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の職域限定職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

(1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職域限定職員(第3号に掲げる職域限定職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職域限定職員(第3号に掲げる職域限定職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職域限定職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職域限定職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職域限定職員 通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として本学が定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては1月。以下「支給単位期間」という。)につき、本学が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職域限定職員 次の各号に掲げる自動車等の片道の使用距離に応じて、それぞれ掲げる額

イ	5 km未満	2,000円
ロ	5 km以上10 km未満	4,200円
ハ	10 km以上15 km未満	7,100円
ニ	15 km以上20 km未満	10,000円
ホ	20 km以上25 km未満	12,900円
ヘ	25 km以上30 km未満	15,800円

ト	30 km以上35 km未満	18,700円
チ	35 km以上40 km未満	21,600円
リ	40 km以上45 km未満	24,400円
ヌ	45 km以上50 km未満	26,200円
ル	50 km以上55 km未満	28,000円
ヲ	55 km以上60 km未満	29,800円
ワ	60 km以上	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職域限定職員 次に掲げる職域限定職員の区分に応じて、それぞれ掲げる額

イ 自動車等の片道の使用距離が2 km以上である職域限定職員 前2号に掲げる額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

ロ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である職域限定職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額以上である職域限定職員 第1号に定める額

ハ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である職域限定職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額未満である職域限定職員 前号に定める額

3 新たに通勤手当の要件を具備するに至った職域限定職員は、当該事由発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。通勤手当を受けている職域限定職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法の変更をした場合又は負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

4 通勤手当の支給は、職域限定職員が新たに通勤手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

5 通勤手当を支給されている職域限定職員が退職し若しくは解雇された場合又は通勤手当の要件を欠くに至った場合には、通勤手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。

6 通勤手当を支給されている職域限定職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

7 第2条の規定にかかわらず、通勤手当は、原則として、支給単位期間に係る最初の月の同条に定める給与の支給日に支給する。

8 通勤手当を支給される職域限定職員については、退職、支給要件の喪失、通勤経路等の変更その他本学が定める事由が生じた場合には、当該職域限定職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定める額を返納させるものとする。

（時間外勤務手当・休日勤務手当）

第11条 過半数代表者との書面による協定に基づく時間外勤務を行った職域限定職員には、当該勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の125（当該勤務が午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に行われた場合は、100分の150）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日（次条の規定により休日勤務手当が支給される日を除く。）に勤務した職域限定職員には、当該勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135（当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 職域限定職員就業規則第12条第5項に規定する休日

(2) 国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年度九大就規第1

9号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。)第12条の規定により休日となった日

3 第1項の場合において、短時間勤務職員が行った時間外勤務のうち、当該勤務時間と当該勤務をした日における所定の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する同項の規定の適用については、「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

第12条 過半数代表者との書面による協定に基づく休日勤務を行った職域限定職員には、当該休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135(当該勤務が深夜に行われた場合、100分の160)を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

第13条 前2条の規定にかかわらず、時間外勤務を行った時間と休日勤務を行った時間とを合算した時間が1月につき60時間を超えた職域限定職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

基本年俸表

号	基本年俸 円	基本給月額（参考） 円
1	2,241,600	186,800
2	2,284,800	190,400
3	2,325,600	193,800
4	2,368,800	197,400
5	2,410,800	200,900
6	2,486,400	207,200
7	2,562,000	213,500
8	2,610,000	217,500
9	2,656,800	221,400
10	2,708,400	225,700
11	2,755,200	229,600
12	2,798,400	233,200
13	2,838,000	236,500
14	2,875,200	239,600
15	2,912,400	242,700
16	2,949,600	245,800
17	2,985,600	248,800
18	3,022,800	251,900